

1 最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）

協議・報告事項（1）

第7次山形県保健医療計画【最上地域編】の 令和2年度における主な取組み及び令和3年度 以降の実施計画について

第7次山形県保健医療計画【最上地域編】では、「数値目標」を掲げ「目指すべき方向を実現するための施策」を設け事業を進めており、施策ごとに実績と来年度の事業計画を表にまとめています。

「令和3年度以降の実施計画」のご検討をお願いします。

第7次山形県保健医療計画（最上地域編）

令和2年度における主な取り組み及び

令和3年度以降の実施計画（案）

令和3年3月 日

最上総合支庁保健福祉環境部

1 医療提供体制

項目	現状 (計画策定時)	直近値	目標 (上段)						出典
			実績 (下段)						
			2018年度 (H30)	2019年度 (R01)	2020年度 (R02)	2021年度 (R03)	2022年度 (R04)	2023年度 (R05)	
医師数(人口10万対)	137.5人 (H28) 実数:105人	141.4人 (H30) 実数:104人	-	143.9人	-	148.3人	-	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(調査周期:2年)	
看護師数(人口10万対)	773.9人 (H28) 実数:591人	811.6人 (H30) 実数:597人	-	810.0人	-	834.9人	-	厚生労働省「業務従事者届」(調査周期:2年)	
小児科医数 (15歳未満人口10万対)	68.3人 (H28) 実数:6人	73.9人 (H30) 実数:6人	-	76.6人	-	81.5人	-	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(調査周期:2年)	
初期救急医療施設の受入れ割合	22.9% (H28年度)	23.4% (H30年度)	23.5%	23.8%	24.1%	24.4%	24.8%	25.1%	
(管内救急患者に占める新庄市夜間休日診療所の受診割合)	22.9% (H28年度)	23.4% (H30年度)	23.4%	21.1%					
「もがみネット」登録患者割合 (最上管内人口に占める登録患者の割合)	1.6% (H28年度)	5.4% (R1年度)	3.0%	3.7%	4.4%	5.1%	5.8%	6.5%	
			3.9%	5.4% (R3.1末)					
								最上保健所調べ	

【目指すべき方向を実現するための施策】

項目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
(1) 医療従事者	○ 県は、小中高生を対象に、地域の医療現場見学会を継続して開催します。 ○ 県は、小中高生を対象に、地域の医療・介護従事者から仕事のやりがい等について伝えてもらう動機付け学習会や医療現場見学会を継続して開催します。	○ 小中学生を対象に、地域の医療・介護従事者から仕事の魅力等を紹介する学習会を開催。また、各学校へ働きかけを行い、学習会の活用を促進。 ・小学校5回172名(真室川小、舟形小、鮭川小、大堀小、沼田小) ・中学校6回299名(新庄中、真室川中、八向中、戸沢中、萩野学園、明倫中)
		→継続

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>○ 県は、医療職を目指す中高生を対象に、医療系学校に進学するうえで有用な情報及び地元での就職先等について、継続的な情報提供を実施します。</p> <p>○ 県は、最上地域保健医療対策協議会と連携し、最上地域の医療情報パンフレットを作成し、全国の医学生及び最上地域出身医師への情報発信を行います。また、関係機関への医師派遣の働きかけを継続して実施します。</p> <p>○ 県は、もがみ看護師確保推進ネットワーク協議会の参画機関と連携し、看護師の求人・求職</p>	<p>○ 高校生を対象に、医師・薬剤師・看護師・理学療法士・診療放射線技師・介護福祉士による医療福祉座談会（R2.10月）及び医療現場見学会（R2.8月、10月）を開催 ・参加者延べ151名</p> <p>○ 上記学習会等参加者のうち希望者を対象に、継続的に情報提供するフォローアップ事業を実施（R2.8月、R3.3月「めざせ医療のしごと通信」の発行、R2.11月より希望者へ月1回メール情報提供を開始）</p> <p>○ 医療・介護職を目指すにあたって必要な進学先や支援措置、就業先、相談窓口などを一冊に網羅した「めざせ医療・介護のしごとハンドブック」をR2より作成し、中高生や保護者、進路指導担当教諭等へ進学先や支援制度等必要な情報を提供</p> <p>○ 最上地域の新任看護師と看護師を志望する高校生の交流会を開催（R2.12月） ・参加者：高校生5名（新任看護師3名）</p> <p>○ 最上地域の病院及び公立診療所を紹介するパンフレット「もがみの医療」を全国の医科系大学等、各大学医学部の県人会組織に送付（R3.3月予定）</p> <p>○ 最上地域出身の勤務医向けに、「もがみの医療」とともに、市町村長、病院長等のメッセージを送付（R2.10月）</p> <p>○ 医学生対象の地域医療実習を予定していたが、県事業、最上地域保健医療対策協議会事業ともに新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止</p> <p>○ 県医療政策課において、山形県地域医療対策協議会における議論及び県HPでのパブリックコメント（R2.6月）を経て、山形県医師確保計画を策定（R2.7月）</p> <p>○ もがみ看護師確保推進ネットワーク協議会の各専門部会において、看護職就職ガイドブックのハ</p>	<p>→継続</p> <p>→継続</p> <p>→継続</p> <p>→継続</p> <p>→継続</p> <p>→継続</p> <p>→事業の継続について検討中。 ・県外で勤務する最上地域出身医師へ、関係機関と連携して直接訪問し、最上管内での勤務の働きかけを行う（R3新規、もがみカムバックドクター事業）。</p> <p>→継続</p> <p>→計画を推進していく。</p> <p>→継続</p>

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>情報の一元的集約と効果的な情報提供、教育研修体制の構築、介護福祉施設等における看護師確保対策を推進します。</p> <p>○ 県は、地域で検討が行われている看護師養成機関の設置に向け、看護職員の確保等について協力・支援します。</p> <p>※R1.10.7 新庄市が計画断念を表明</p> <p>○ 県は、市町村で実施している看護師育成最上地域修学資金制度について、制度の持続的な運用に向けた協力をを行います。</p>	<p>ローワーク等への送付（R3.3月予定）、県ナースセンターへの求人登録呼びかけ等を実施</p> <p>○ 看護師等生涯サポートプログラム「最上プラス」として、R2年度より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最上地域でUIJターナー希望者が看護体験する際の交通費・宿泊費の支援（新型コロナウイルス感染症の影響により実績なし） ・新任期の同期交流会（ナスカフェ）開催（R2.12月（6名参加）、R3.3月（予定））を実施 <p>○ 看護師養成機関の設置に代わり、地域での看護職員確保等への取組みに協力・支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記「最上プラス」にて看護師確保を推進 ・最上地域の新任看護師と看護師を志望する高校生の交流会を開催（R2.12月）（再掲） <p>○ 令和2年度をもって看護師育成最上地域修学資金制度の終了が決定された（R2.1月）。今後は市町村ごとの修学資金制度により支援を行う。</p>	<p>→継続 交通費・宿泊費の支援については関係機関と連携し周知の強化を図る。</p> <p>→継続</p> <p>→市町村ごとの修学資金制度について、引き続き持続的な運用に向けた協力をを行う。</p>
<p>(2) 医療施設 (基幹病院の機能強化)</p> <p>○ 県は、最上地域保健医療対策協議会や最上地域医療連携推進協議会など関係団体から意見を聴取しながら、救急医療や災害医療、地域の医療機関との連携等、基幹病院である県立新庄病院の機能強化について、改築に向けた各種会議等の中で検討を進めます。</p>	<p>○ 県病院事業局による、ドクターヘリ症例検討会は新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止。県病院事業局と最上地域保健医療対策協議会におけるメデイカルコントロール専門部会との連携によりメデイカルコントロール症例検討会（R3.3月）を実施し、スムーズな搬送体制について検討</p> <p>○ 最上地域保健医療対策協議会における、災害医療対策専門部会、災害医療対策ワーキンググループは新型コロナウイルス感染症対応のため実施せず</p>	<p>→県病院事業局においてドクターヘリ症例検討会を実施。メデイカルコントロール症例検討会は継続。</p> <p>→最上地域保健医療対策協議会において、災害医療対策専門部会、災害医療対策ワーキンググループを開催し、災害医療に係る関係機関による情報共有及び情報交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉、防災業務を担当する職員の外部研修の検討 ・避難所での避難者の健康状況データの管理手法の検討

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>○ 県は、地域内の病院及び診療所への医師の診療応援体制を維持するため、関係機関への医師派遣の働きかけを継続して実施します。</p>	<p>○ 最上地域医療情報ネットワーク専門部会、最上地域医療連携推進協議会（いずれも R3.3 月、書面）において、患者情報を共有するための地域医療情報ネットワーク「もがみネット」の開示情報拡大、双方向化による救急医療機能の強化等について検討</p> <p>○ 県医療政策課において、派遣医師の調整を実施</p> <p>○ 県医療政策課において、山形県地域医療対策協議会における議論及び県 HP でのパブリックコメント (R2.6 月) を経て、山形県医師確保計画を策定 (R2.7 月) (再掲)</p>	<p>→継続</p> <p>→継続</p> <p>→計画を推進していく (再掲)。</p>
<p>(3) 小児救急を含む小児医療</p> <p>○ 県は、小児科医師確保に向けて、医師派遣の働きかけを継続して実施するほか、小中高生を対象とした動機付け学習会等を継続して実施します。</p> <p>○ 県は、「私たちとお医者さんを守る最上の会」等と連携し、小児電話相談事業の PR を進めます。</p> <p>○ 県は、医療機関等と連携し、小児の急病時の対応方法など、知識の普及啓発のため、小児救急講習会を継続的に実施します。</p>	<p>○ 県医療政策課において、派遣医師の調整を実施 (再掲)</p> <p>○ 小中学生を対象に、地域の医療・介護従事者から仕事の魅力等を紹介する学習会を開催。また、各学校へ働きかけを行い、学習会の活用を促進。(再掲)</p> <p>小学校 5 回 172 名、中学校 6 回 299 名</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ小児救急講習会を実施せず。これに伴い啓発活動を実施せず。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ実施しなかった。</p>	<p>→継続 (再掲)</p> <p>→継続 (再掲)</p> <p>→小児救急講習会において、「私たちとお医者さんを守る最上の会」と連携した啓発活動を実施</p> <p>→全 8 市町村と連携し、管内小児科医を講師とした小児救急講習会を実施</p>
<p>(4) 周産期医療</p> <p>○ 県は、最上地域唯一の分娩取扱い医療機関である県立新庄病院の分娩機能の堅持に向けて、人員確保等、関係機関への働きかけを継続して実施します。</p>	<p>○ 県医療政策課において、特定診療科 (小児科、産婦人科、麻酔科、放射線科、救急科) 医師確保修学資金の貸与を実施</p> <p>○ 県医療政策課が実施する産科セミナーオープンシSTEM 導入モデル事業 (分娩施設 (県立新庄病院) と診療所との情報共有による出産環境の整備) を最上地域にて運用中 (R2.1.20~)</p>	<p>→継続</p> <p>→継続</p>

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>○ 県は、ハイリスク分娩に係る搬送体制及び情報共有のあり方について検討します。</p>	<p>○ 県医療政策課において、山形県周産期医療協議会を開催（R2.6月）、県災害時小児周産期リエゾン運営要綱を作成し、意見交換会で検討（R2.8月、12月）</p>	<p>→継続</p>
<p>(5) 救急医療</p> <p>○ 県は、最上地域保健医療対策協議会など関係団体から意見を聴取しながら、地域救命救急センターやヘリポートの整備等による県立新庄病院の救急医療体制強化について、改築に向けた各種会議等の中で検討を進めます。</p> <p>○ 県は、真に救急医療を必要とする患者の利用を確保するため、「私たちとお医者さんを守る最上の会」等と連携し、医療機関の適正受診及び救急電話相談のPRを進めます。</p>	<p>○ 県病院事業局において、県立新庄病院改築整備の実施設計に、地域救命救急センターやヘリポートの整備等を反映（R2.7月）、県立新庄病院の開設許可（R2.12.23）。</p> <p>○ 県病院事業局による、ドクターヘリ症例検討会は新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止。県病院事業局と最上地域保健医療対策協議会におけるメデイカルコントロール専門部会との連携によりメデイカルコントロール症例検討会（R3.3月）を実施し、スムーズな搬送体制について検討（再掲）</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ小児救急講習会を実施せず。これに伴い啓発活動を実施せず。（再掲）</p>	<p>→引き続き、県病院事業局において、運用計画を検討</p> <p>→県病院事業局においてドクターヘリ症例検討会を実施。メデイカルコントロール症例検討会は継続。（再掲）</p> <p>→小児救急講習会において、「私たちとお医者さんを守る最上の会」と連携した啓発活動を実施（再掲）</p>
<p>(6) 災害時における医療</p> <p>○ 県は、災害コーディネート機能の充実を図るため、関係機関と連携した災害対策総合訓練を継続的に実施します。</p> <p>○ 県は、最上地域保健医療対策協議会など関係団体から意見を聴取しながら、県立新庄病院の災害拠点病院としての強化について、改築に向けた各種会議等の中で検討を進めます。</p>	<p>○ 県立新庄病院において災害対策総合訓練実施（R2.10月、11月 部署ごと）にアクションカードの見直し</p> <p>○ 最上地域保健医療対策協議会における、災害医療対策専門部会、災害医療対策ワーキンググループは新型コロナウイルス感染症対応のため実施せず</p>	<p>→継続</p> <p>→最上地域保健医療対策協議会において、災害医療対策専門部会、災害医療対策ワーキンググループを開催し、災害医療に係る関係機関による情報共有及び情報交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉、防災業務を担当する職員の外部研修の検討（再掲） ・避難所での避難者の健康状況データの管理手法の検討（再掲）

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>(7) へき地の医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、へき地医療拠点病院として最上地域の公的医療機関を持続的に支える県立新庄病院の医師派遣機能等に係る拠点機能の強化を図ります。 ○ 県は、地域で必要とされている医療機能の把握のため、医療機関等と意見交換できる機会を確保していきます。 ○ 県は、へき地の医療機関への自治医科大卒業等の派遣を継続して実施します。 ○ 県は、市町村と連携し、公的医療機関への交通手段確保について検討します。 	<p>令和2年度における主な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県医療政策課において、山形県地域医療対策協議会における議論及び県HPでのパブリックコメント(R2.6月)を経て、山形県医師確保計画を策定(R2.7月)(再掲) ○ 県医療政策課において、派遣医師の調整を実施(再掲) ○ 県医療政策課において、派遣医師の調整を実施(再掲) ○ 最上総合支庁(総務課連携支援室)において、山形県地域公共交通活性化協議会最上地域別部会を2回開催し、新庄病院の移転等の地域公共交通に関する課題について議論された(R2.10月・R3.1月)ほか、地域公共交通担当者会議を開催し、県立新庄病院への交通手段確保について検討する予定(R3.3月頃) ○ 最上総合支庁(道路計画課)において、県立新庄病院の建設予定地周辺における道路整備を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道308号曲川新庄線 ・ 用地買収、物件補償、道路改良工事 ・ 一般国道13号 ・ 道路改良工事(東側拡幅) 	<p>令和3年度以降の実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> →計画を推進していく(再掲)。 →継続(再掲) →継続(再掲) →継続 →継続
<p>(8) 医療連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、切れ目のない保健・医療・福祉サービスを提供するため、病院・診療所・薬局・介護福祉施設等の連携強化に向けた、関係者同士が意見交換できる機会を確保していきます。 ○ 県は、ICTの活用による患者情報の共有化を図るため、もがみネットの利用職種拡大及び 	<p>令和2年度における主な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護・要支援状態にある高齢者等の入院時に適切な支援が行われるよう、最上地域保健医療協議会在宅医療専門部会や最上地域医療連携推進協議会医療・介護多職種連携専門部会等において、地域の現状や課題の把握・情報共有を実施(R3.3月書面開催) ○ 最上地域医療情報ネットワーク専門部会において、利用促進方策等について検討(R3.3月書面開催) 	<p>令和3年度以降の実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> →継続 →継続

項 目	令和２年度における主な取組み	令和３年度以降の実施計画
<p>医療機関における双方向情報共有に向けた検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、より多くの患者情報の共有を進めるため、もがみネットの登録患者拡大のためのPRに努めます。 ○ 県は、地域連携パスの利用拡大も含めた多職種による連携強化に向けて、関係者同士が意見交換できる機会を確保していきます。 ○ 県は、「私たちとお医者さんを守る最上の会」等と連携し、医療機関の適正受診についてのPRに努め、かかりつけ医の普及につなげていきます。 	<p>令和２年度における主な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同意取得方法の簡略化に向けた検討 ・ 双方向情報共有の具体的手法を検討 <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者向けPRのためのポスター、リーフレット（兼同意書）を、もがみネット加入医療機関及び施設に配布 ○ 総合支庁広報誌、SNSによるPR ○ 要介護・要支援状態にある高齢者等の入院時に適切な支援が行われるよう、最上地域保健医療協議会 在宅医療専門部会や最上地域医療連携推進協議会 医療・介護多職種連携専門部会等において、地域の現状や課題の把握・情報共有を実施（R3.3月書面開催）（再掲） ・ がん地域連携パスについては、高齢化によりがん以外の治療を受けていて、パスの対象とならないケースが多いが、医療機関の連携について引き続き推進 ○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ小児救急講習会を実施せず。これに伴い啓発活動を実施せず。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> →継続 →継続 →継続（再掲） <p>→小児救急講習会において、「私たちとお医者さんを守る最上の会」と連携した啓発活動を実施（再掲）</p>

2 地域の特徴的な疾病対策等

項目	現状 (計画策定時)	直近値	目標(上段)						出典
			実績(下段)						
			2018年度 (H30)	2019年度 (R01)	2020年度 (R02)	2021年度 (R03)	2022年度 (R04)	2023年度 (R05)	
がん(胃・肺・大腸)検診 受診率	29.5% (H27)	21.9% (H28)	34.6%	36.3%	38.0%	39.7%	41.4%	43.1%	厚生労働省「地域保健・健康増進 事業報告」 ※目標設定時には胃・大腸・肺の いずれも毎年受診となったが、胃 が、胃がん検診が2年に1回の受 診間隔に変更された。㊦1 その影響で、元々健診受診率の 目標値を毎年受診の想定のもと に設定していたため、検診受診者 数の大幅な違いが生じることに より、受診率の比較・評価が困難 となった。 ㊦1 厚生労働省「がん予防重点健康教育及 びがん検診実施のための指針」(平成20 年3月31日付け健発第 0331058 号厚生 労働省健康局長通知 平成28年2月4 日付で一部改正)
			—	—	—	—	—	—	
がん(胃・肺・大腸)検診 精密検査受診率	79.7% (H26)	82.2% (H27)	87.5%	90.0%	92.5%	95.0%	97.5%	100%	市町村国保健診データ
			—	—	—	—	—	—	
特定健診の受診率	43.9% (H27)	50.7% (R1)	50.0%	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%	市町村国保健診データ
			50.6%	50.7%	—	—	—	—	
特定健診指導の終了率	(47.1%) (H27)	51.7% (R1)	57.5%	58.0%	58.5%	59.0%	59.5%	60.0%	市町村国保健診データ
			45.2%	51.7%	—	—	—	—	
糖尿病関連検査における 正常値者の割合	21.0% (H27)	17.2% (R1)	23.5%	26.0%	28.5%	31.0%	33.5%	35.7%	市町村国保健診データ
			22.7%	17.2%	—	—	—	—	

自殺による死亡率 (人口10万対)	36.0 (H23～27の 実人数の平 均から算出)	27.0 (H30)	34.7	33.3	32.0	30.7	29.3	28.0	厚生労働省「人口動態統計」
			27.0	25.0					

【目指すべき方向を実現するための施策】

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>(1) がん対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、「最上地域がん予防推進会議」において、効果的ながん検診受診率向上のための方策等を検討し、医師会や検診機関、市町村等との連携・協力体制のもと効果的ながん予防対策の取組を推進します。 ○ 県は、がん予防の一環として、受動喫煙防止対策の環境整備を推進し、禁煙支援の取組を推進します。 ○ 県は、最上地域のがん予防を推進していくため、医師会や医療機関、市町村等による「すこやかもがみ健康づくり」のネットワークを活用し、がん予防の正しい知識の啓発を図り、食生活や運動など生活習慣の改善を推進します。 ○ 県は、県立新庄病院の改築整備に合わせ、化学療法や放射線治療機能、緩和ケア病床機能等、地域がん診療連携拠点病院としての機能を発揮できる施設整備を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ がん等予防推進会議（年1回）及び生活習慣病等予防対策担当者会議（年1回）を開催し、がん検診受診の向上や胃がんリスク評価（ピロリ菌検査）の推進などの取組み方策を協議 ○ 受動喫煙防止対策として、飲食店等における禁煙の推進及び支援（管内263か所） ○ イベント等を利用した住民に対する生活習慣病予防の啓発（年1回） ○ 事業所の休憩所に健康情報紙を提供し、健康づくりの啓発を実施（230事業所：年3回） ○ 管内飲食店に設置中の健康情報板の情報更新（100店舗：年3回） ○ 県病院事業局において、県立新庄病院改築整備実施設計に、化学療法や放射線治療関係施設、緩和ケア病床等を反映（R2.7月）。県立新庄病院の開設計可（R2.12.23）。 	<ul style="list-style-type: none"> →継続 →継続 →継続 →継続 →継続 →引き続き、県病院事業局において、運用計画を検討
<p>(2) 脳卒中対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、脳卒中予防対策として特定健診の受診率及び特定保健指導の終了率向上を図るため、効果的な健診が実施できるよう、市町村と健康保険組合等を会議や研修会等開催により支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村担当者を対象とした特定健診・特定保健指導、がん検診、健康増進事業についての評価検討会を開催（年2回） ○ 最上地区健康づくり協議会（地域職域連携事業）の開催（年1回） ○ 栄養・食生活に関わる職員を対象に、栄養施策担当者会議（年2回）及び研修会を開催（年1回） 	<ul style="list-style-type: none"> →継続 →継続 →継続

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>○ 県は、切れ目のない保健・医療・福祉サービスを提供するため、地域連携パスの利用拡大に向けた検討を進めるとともに、患者の早期回復に向けた、病院・診療所・介護福祉施設等の連携強化を進めます。</p> <p>(3) 急性心筋梗塞対策</p> <p>○ 県は、急性心筋梗塞予防対策として特定健診の受診率及び特定保健指導の終了率向上を図るため、効果的な健診が実施できるよう、市町村と健康保険組合等を会議や研修会等開催により支援します。</p> <p>○ 県は、県立新庄病院の改築整備に合わせた、急性心筋梗塞に係る医療機能の充実を図るとともに、搬送事例の検証を通じ、引き続き県立中央病院、山形大学附属病院及び日本海総合病院との広域連携による適切な救急搬送体制の確保を進めます。</p>	<p>○ 要介護・要支援状態にある高齢者等の入院時に適切な支援が行われるよう、最上地域保健医療協議会 在宅医療専門部会や最上地域医療連携推進協議会 医療・介護多職種連携専門部会等において、地域の現状や課題の把握・情報共有を実施 (R3.3月書面開催) (再掲)</p> <p>○ 市町村担当者を対象とした特定健診・特定保健指導、がん検診、健康増進事業についての評価・検討会を開催 (年2回) (再掲)</p> <p>○ 最上地区健康づくり協議会 (地域職域連携事業) の開催 (年1回) (再掲)</p> <p>○ 栄養・食生活に関わる職員を対象に、栄養施策担当者会議 (年2回) 及び研修会を開催 (年1回) (再掲)</p> <p>○ 県病院事業局による、ドクターヘリ症例検討会は新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止。県病院事業局と最上地域保健医療対策協議会におけるメデイカルコントロール専門部会との連携によりメデイカルコントロール症例検討会 (R3.3月) を実施し、スムーズな搬送体制について検討 (再掲)</p>	<p>→継続 (再掲)</p> <p>→継続 (再掲)</p> <p>→継続 (再掲)</p> <p>→継続 (再掲)</p> <p>→県病院事業局においてドクターヘリ症例検討会を実施。メデイカルコントロール症例検討会は継続。(再掲)</p>
<p>(4) 糖尿病対策</p> <p>○ 県は、糖尿病予防対策として特定健診の受診率及び特定保健指導の終了率向上を図るため、効果的な健診が実施できるよう、市町村と健康保険組合等を会議や研修会等開催により支援します。</p> <p>○ 県は、適切な食生活と運動の実践など、生活習慣の改善に関する普及啓発や糖尿病重症化予防を推進するため、医師会、医療機関、市町村等による「すこやかみがみ健康づくり」のネットワークを活用し、糖尿病予防対策を実施します。</p>	<p>○ 糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラムによる糖尿病対策の推進と、地域や関係機関との連携を図るため、健康増進事業評価検討会を開催 (年2回)</p> <p>○ 最上地区健康づくり協議会 (地域職域連携事業) の開催 (年1回) (再掲)</p> <p>○ 市町村等における特定保健指導等の充実を図るため、糖尿病症例検討会を開催 (年1回)</p>	<p>→継続</p> <p>→継続 (再掲)</p> <p>→継続</p>

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>(5) 精神疾患対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、保健・医療・福祉・就労等、関係機関の会議及びケース検討会を開催し、連携を推進します。 ○ 県は、地域住民に対する心の健康と精神疾患の正しい知識の普及、相談窓口の周知と、関係機関に対する適切な支援方法についての研修を実施します。 ○ 県は、平成29年に設置された認知症疾患医療センターと地域包括支援センター等との連携を図り、認知症患者等への適切な支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最上地域自殺対策推進会議（調整中）、事例検討会（随時）の開催 ・精神障がい者地域移行推進会議の開催（調整中） ○ 精神科疾患に関する住民・関係機関向けの研修会の開催（1回予定） ・依存症に関する研修会の開催 ○ 心の健康に関する住民向けの出前講座（R2:要望なし） ○ ひきこもり相談支援関係者を対象とした研修会の開催（9月30日開催） ○ 心の健康相談の実施（精神科医師：月2回、臨床心理士：月1回、保健師：随時） ○ 自死遺族相談・集い（年4回：R2 希望者なし） ○ 「ゲートキーパー」の役割を担う人材の支援技術の向上のため、心のサポーター等フォローアップ研修会を開催（新型コロナ対策により民生委員研修会にて情報提供） ○ 自殺予防啓発活動の強化（R2.9月、R3.3月） ○ 認知症患者等への適切な支援が図られるよう、認知症疾患医療連携協議会等で、地域の現状や課題を把握・共有し、地域包括支援センター職員等と情報交換を実施（書面開催予定） 	<ul style="list-style-type: none"> → 継続 → 継続 → 継続 → 継続 → 継続 → 集いは休止（県精神保健福祉センターの集いを紹介） → 継続 → 継続 → 継続
<p>(6) その他 (発達障がい児の早期発見、早期療育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、県立新庄病院の改築整備に合わせ、県立子ども医療療育センター等と連携しながら、発達障がい児の医療・療育体制の整備を図ります。 ○ 県は、発達障がい児のライフステージに合わせた切れ目のない支援のため、保健・福祉・教 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県病院事業局において、県立新庄病院改築整備実施設計に、障がい児リハビリ関係施設を反映（R2.7月）県立新庄病院の開設許可（R2.12.23）。 ○ 発達障がい者支援体制推進会議の開催（R3.2月、最上教育事務所「切れ目のない支援連携協議会」 	<ul style="list-style-type: none"> → 引き続き、県病院事業局において、運用計画を検討 → 継続

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>育・就労等の関係機関と連携し、地域における相談支援体制を強化します。</p> <p>○ 県は、現場の保育士等の発達障がい児への対応能力の向上を図るため、引き続き、発達障がいの知識や対応方法等を習得する研修会を開催するとともに、地域の医師等と連携しながら技術的・精神的な相談支援を行います。</p>	<p>と共催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障がい支援シリーズ基礎講座の開催 (R2.9～10月、2回) ○ 小児科医師、臨床心理士等による最上地域発達障がい児等相談支援事業の実施 (巡回相談、3保育所等×3回) ○ 「個別支援計画策定のための研修会」(R2.6月)及び「保育所・幼稚園のための事例検討会」(R3.2月)を開催 ○ 支援内容の共有と日々の保育での活用のための検討事例シートの集約 ○ 親支援のための講座の開催 (R2.9月～10月、1クール4回) 	<ul style="list-style-type: none"> →継続 →継続 (巡回相談、4保育所等×3回) →継続 →継続 →継続 <p>町村主催の親支援のための講座への協力</p>

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>○ 県は、病院や診療所、薬局、介護施設等の連携を進めるため、在宅療養を支援する関係機関による継続的な意見交換を実施します。</p> <p>○ 県は、在宅療養患者のQOL維持向上のため、多職種チームによる口腔ケアや食支援等の体制構築を検討します。</p> <p>○ 県は、急変時の受入体制や連携体制の充実に向け、在宅医療を担う病院や診療所、訪問看護ステーション等と入院機能を有する病院との連携体制の構築を検討します。</p> <p>○ 県は、住民の在宅医療や看取りの普及啓発のため、セミナー等の開催を進めます。</p>	<p>質の向上のため、オンラインによる事例検討会を開催</p> <p>○ 要介護・要支援状態にある高齢者等の入退院時に適切な支援が行われるよう、最上地域保健医療協議会 在宅医療専門部会や最上地域医療連携推進協議会 医療・介護多職種連携専門部会等において、地域の現状や課題の把握・情報共有を実施(R3.3月書面開催) (再掲)</p> <p>○ 新庄最上薬剤師会、山形県栄養士会及び山形県言語聴覚士会で実施する事業に対する補助を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新庄最上薬剤師会) 在宅医療・介護に取り組む医療・福祉・介護関係者を対象に、地域全体で高齢者を守る体制作りについての研修会を開催 ・(山形県栄養士会) 管理栄養士・栄養士を対象に、在宅訪問栄養について実践的に学ぶスキルアップ研修会を開催 ・(山形県言語聴覚士会) 在宅医療に取り組む医療・福祉・介護関係者を対象に、コロナ禍における食支援の実践について学ぶオンライン研修会を開催 <p>○ 要介護・要支援状態にある高齢者等の入退院時に適切な支援が行われるよう、最上地域保健医療協議会 在宅医療専門部会や最上地域医療連携推進協議会 医療・介護多職種連携専門部会等において、地域の現状や課題の把握・情報共有を実施(R3.3月書面開催) (再掲)</p> <p>○ 在宅医療・介護に取り組む医療・福祉・介護関係者を対象に住民に寄り添った人生の意思決定支援についての研修会を開催 (R3.3月予定)</p> <p>○ 山形県栄養士会、山形県言語聴覚士会で実施する事業に対する補助を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(山形県栄養士会) 地域住民を対象に、在宅医療 	<p>→継続 (再掲)</p> <p>→継続</p> <p>→継続 (再掲)</p> <p>→継続</p> <p>→継続</p>

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>(2) 介護との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、「健康長寿安心やまがた推進本部最上地域協議会」において、「地域包括ケアシステム」の構築の促進に係る情報提供や課題の共有化を図るとともに、市町村が単独で実施することが困難な事業についての広域的な取組方を検討します。 ○ 県は、「もがみ介護人材確保推進ネットワーク協議会」の構成機関・団体と連携し、介護職員の育成・確保・定着、離職防止対策を推進します。 	<p>における低栄養予防、生活習慣病予防のための食生活について出前講座を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(山形県言語聴覚士会) 高齢者等を対象に、誤嚥・窒息に関する予防・対応について研修会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「健康長寿安心やまがた推進本部最上地域協議会」において、情報提供や課題の共有化を実施(R3.3月) ・ 市町村生活支援コーディネーターによる具体的な地域課題解決に向けた取組み状況等についての情報交換会の開催 (R2.12月) ○ 「もがみ介護人材確保推進ネットワーク協議会」の介護人材育成と介護職環境改善の2つの専門部会で、介護職員の育成・確保・定着、離職防止対策を検討・推進 (各専門部会1回、合同専門部会1回、総会1回) (各専門部会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催) ・ 介護人材のすそ野拡大を図るため、小中高校に介護福祉士を派遣し、講話や体験学習を通して介護職の魅力を発信 <ul style="list-style-type: none"> 管内高校生 84名 中学校 5回 211名 (新庄中、真室川中、八向中、戸沢中、萩野学園) 小学校 2回 101名 (舟形小、沼田小) ・ 介護職員のスキルアップを図るための研修会を開催 (R2.10月) <ul style="list-style-type: none"> テーマ:「高齢による身体機能の変化と介護予防」 講師:新庄徳洲会病院 理学療法士 参加者:26名 ・ ハローワークが実施する介護職に特化した就職面談会について、介護事業所との連携を強化(R2.10月) <ul style="list-style-type: none"> 「福祉のしごとフェア in 新庄」(参加者133名) ・ 介護職の魅力を啓発するためのリーフレットを 	<p>→継続</p> <p>→継続</p>

項 目	令和2年度における主な取組み	令和3年度以降の実施計画
<p>○ 県は、各市町村の地域包括支援センター等で構成する「最上地域包括支援センター連絡協議会」において、在宅医療と介護連携の推進に向けた取組の強化や認知症対策事業、介護予防事業の促進について検討します。また、県立新庄病院の改築整備に合わせ、医療・介護・福祉連携の相談窓口の整備について検討します。</p> <p>○ 県は、認知症疾患医療センター（最上圏域）による認知症医療に関する研修実施の協力や地域の保健医療機関、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームなどによる「最上地域認知症医療連携協議会」における医療・介護関係者の連携体制づくりを支援します。</p>	<p>小中高校生の進路講話時に配布</p> <p>○ 「最上地域包括支援センター連絡協議会」を開催（書面）し、各市町村の取組み状況について情報交換、進捗状況等を共有（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催：R2.8月、R3.1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・介護連携事業の実施状況 ・ 生活支援コーディネーターや認知症初期集中支援チームの活動状況 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況 <p>○ 医師会、市町村、新庄病院、総合支庁をメンバーとした「令和2年度 在宅医療・介護連携拠点設置準備会議」を開催し、相談窓口の業務内容や予算、スケジュール等について検討（R3.2月）。</p> <p>○ 認知症患者等への適切な支援が図られるよう、「認知症疾患医療連携協議会」で、地域の現状や課題を把握・共有し、地域包括支援センター職員等と情報交換（書面開催予定）</p>	<p>→継続</p> <p>→最上地域保健医療対策協議会に、医療・介護・福祉の相談窓口設置のための部会を設置する方向で検討。</p> <p>→継続</p>

1 最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）

協議・報告事項（2）

在宅医療専門部会の開催状況について

令和2年12月1日（火）開催の在宅医療専門部会の開催状況について、報告します。

在宅医療専門部会 開催状況

1 日時：令和2年12月1日（火）

2 開催形式：書面会議

3 内容

（報告事項）

- ・「山形県保健医療計画」、「市町村介護保険事業計画」、「山形県介護保険事業支援計画」の見直し・改定スケジュールについて
- ・在宅医療等の地域医療構想における考え方
- ・介護施設、在宅医療等に関して新たに必要とされるサービス量について
- ・在宅医療推進に関する取組状況

4 結果

（在宅医療に関する意見）

- ・住み慣れた自宅で安心して療養生活を送るためには、何かあればすぐ対応してくれる身近なスタッフが必要だが、最上地域は、医師・看護師数は最下位で、在宅医療を支える人の確保、質の向上を図ることが大切。
- ・看護師の少ない施設では、研修会へ参加することもままならない状況である。ケアの質を上げるため、認定、在宅領域の特定行為研修があるので参加出来るように、地域で支援できるシステムができれば良い。



(資料は除く)

最保第534号
令和2年12月1日

在宅医療専門部会
部会員各位

山形県最上保健所長（在宅医療専門部会長）

令和2年度 最上地域保健医療協議会 在宅医療専門部会の
開催について（通知）

最上地域における在宅医療の推進につきましては、日頃から御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、この度、「山形県老人保健福祉計画（第9次）・山形県介護保険事業支援計画（第8次）」が策定されるにあたり、訪問診療、介護サービスの需要量が県庁担当課で取りまとめられましたので、標記専門部会を书面開催し、御報告します。

併せて、最上地域における在宅医療の推進に係る令和元年度の主な取組みについて参考までに御報告します（令和2年3月の令和元年度第3回最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）で報告済み）。

記

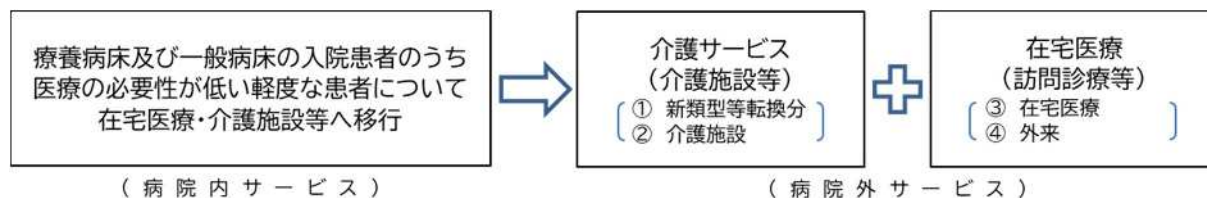
1 各計画の見直し・改定スケジュールについて

「山形県介護保険事業支援計画」が、令和3年度に改定時期を迎えます。なお、「山形県保健医療計画」の中間見直しについては、新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和3年度に延期される見込みです。

計画名		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
山形県保健医療計画	2018(H30)～2023(R5) ※在宅医療等については、 3年後に必要な応じて見直し	第7次			中間見直し	次		→	
市町村介護保険事業計画	2018(H30)～2020(R2)	第7次			第8次		→		
山形県介護保険事業支援計画	2018(H30)～2020(R2)	第7次			第8次		→		

- 2 在宅医療等の地域医療構想における考え方（資料1-1、資料1-2）
 地域医療構想では、入院患者のうち比較的軽度な患者層を介護サービス（介護施設等）と在宅医療（訪問診療等）で対応することとされています。

【考え方】



- 3 介護施設、在宅医療等に関して新たに必要とされるサービス量について（資料2）

2025（R7）年度の見込みが第7期計画策定時の14人/日から13人/日へと変更となり、第8期末までに9人/日まで整備することと見込んでいます。

	(人/日)		
	第7期末 (2020(R2)年度 実績(見込))	第8期末 (2023(R5)年度)	2025(R7)年度
第7期計画	6	-	14
↓			
第8期計画	5	9	13

- 4 在宅医療推進に関する取組状況（資料3）

「第7次山形県保健医療計画（最上地域編・在宅医療）令和元年度における主な取組み及び令和2年度以降の実施計画」を参考までお送りします。

【事務局】保健企画課 高梨、齋藤（千）
 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034
 TEL 0233-29-1253 / FAX 0233-22-2025
 E-mail ymogamihoken@pref.yamagata.jp

1 最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）

協議・報告事項（3）

**「もがみ地域退院支援連携ルールの手引き」
について**

「もがみ地域退院支援連携ルールの手引き」について、掲載内容の更新等を行いましたので、報告します。

【主な変更点】

「介護保険事業所・施設一覧」を令和3年2月1日現在に更新

もがみ地域退院支援連携ルールの手引き

1 目的

要介護や要支援状態にある高齢者等の入退院に際し、入院してから退院後の在宅療養に至るまでの支援が途切れることなく円滑に行われるように医療機関とケアマネジャー等との情報共有についてルール化し、患者さんが安心して在宅療養できることを目的とします。

2 基本事項

(1) 対象者

- ①介護保険を利用（要支援・要介護）しており、担当ケアマネがいる場合 **Aパターン**
※3日程度の入院（検査入院・白内障手術による入院等）は対象外
- ②介護保険をまだ利用していないが、退院後に利用する可能性がある場合 **Bパターン**

(2) ルール適用の範囲

最上地域にお住まいの方が、最上地域の医療機関に入院し、退院後に在宅等に戻るケースの支援を対象とします。

【市町村】（8市町村）

新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

【医療機関】（6医療機関）

県立新庄病院、町立金山診療所、最上町立最上病院、町立真室川病院、新庄徳洲会病院、PFC HOSPITAL

(3) ルールの内容

- ①入退院支援に関する医療と介護の情報共有手順（時期、方法、担当窓口）の明確化
- ②情報共有項目の明確化

(4) 運用開始時期

平成31年4月

3 個人情報の取り扱い

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」参考（平成29年4月14日厚生労働省/個人情報保護委員会）

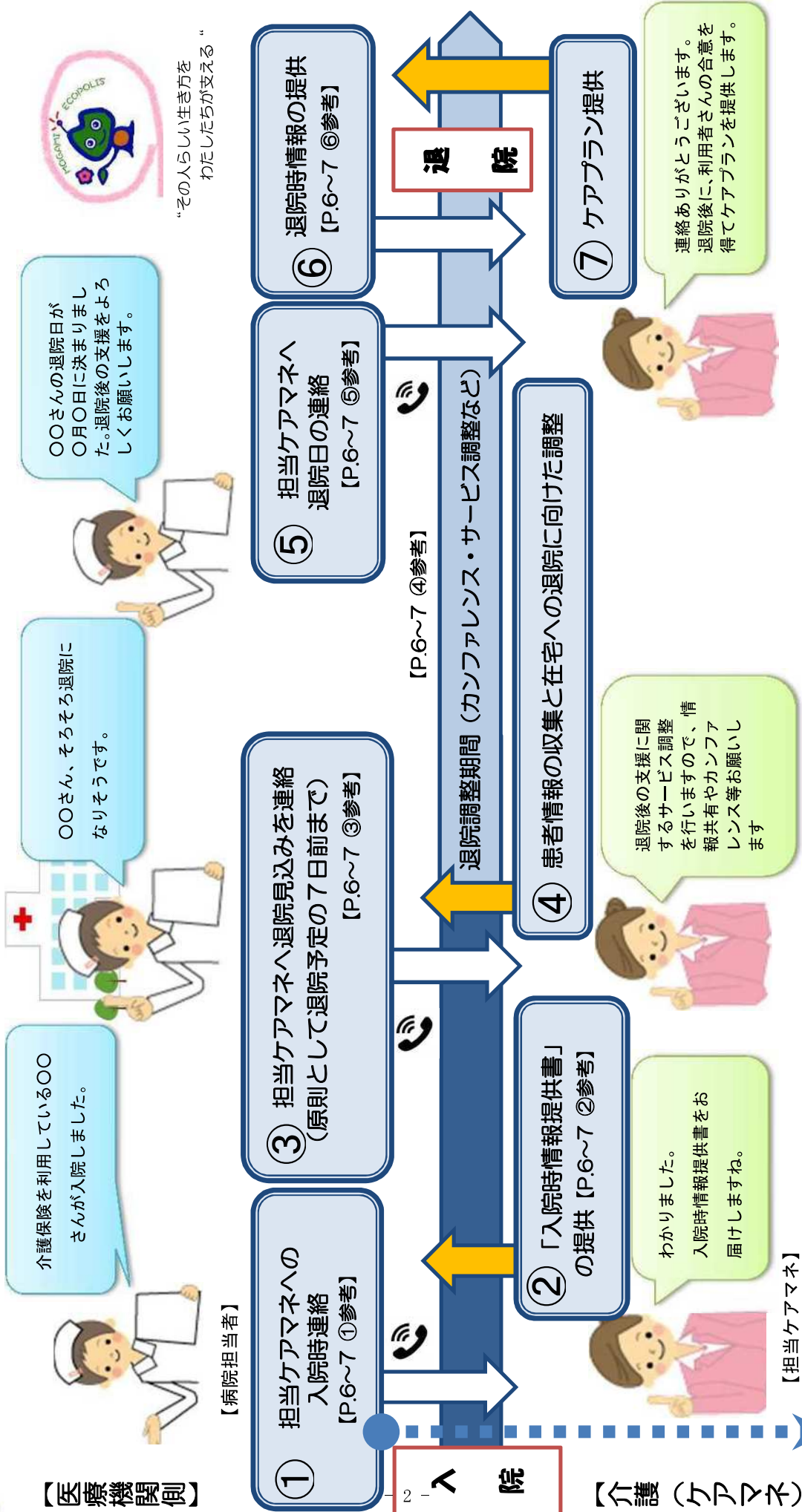
4 留意事項

- (1) 医療側と介護側が共通認識をもって支援できるように、連携時期、手順等の標準方式を示した「ツール」であり、強制的な効力をもつものではありません。ルールに定めた日数などは「目安」と考えていただき、個別の状況に応じて関係者間で適宜調整してください。
- (2) 運用開始後も、運用状況の確認や評価を行い、必要に応じて関係者との協議を行いながら適宜ルールを見直すものとします。



“その人らしい生き方を
わたしたちが支える”

介護保険を利用（要支援・要介護）しており、担当ケアマネがいる場合（Aパターン）



※担当ケアマネがわからない場合は市町村の地域包括支援センター等（P.9 参考）にお問い合わせください

介護保険を利用しており担当ケアマネがいる場合の入退院支援連携の流れ(Aパターン)

	医療機関	ケアマネ
在宅時 (入院前)	切れ目のない支援をしていくために医療と福祉の間で情報提供(共有)が必要であることを患者さんや家族に説明し、情報提供に関する同意や理解を得ておくようしましょう	<p>■利用者の入院を早期に把握する・医療機関が担当ケアマネジャー等を把握しやすくなるための工夫例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネの名刺は2部渡すようにする。1部は利用者保管用、もう1部は医療保険証や介護保険証、お薬手帳と一緒に保管し、通院・入院の際に持参するよう伝えておく ○「入院した場合ケアマネにも連絡する」ことを利用者・家族に伝えておく。 ○利用者・家族等が常時目につくところ(電話の前、ベッドサイド等)に事業所名や担当ケアマネジャーの氏名・連絡先を貼っておく
入院	<p>①担当ケアマネへの入院時連絡【電話】</p> <p>患者や家族からの聞き取りや、介護保険証、名刺等により担当ケアマネを把握したら、速やかに(原則3日以内)に担当ケアマネに入院したことを連絡する</p>	<p>②医療機関への「入院時情報提供書」の提供</p> <p>入院を把握したら原則として入院日を初日として3日以内に提供書を医療機関に提供する(資料〇〇参考；医療機関担当窓口)</p>
退院時期見込 (入院後7～10日頃)	<p>③担当ケアマネへ退院見込を連絡【電話】</p> <p>退院見込み(いつ、どこに退院予定か)がいたら、速やかに(原則として退院予定の7日前まで)に担当ケアマネに連絡する</p>	<p>④患者情報の収集と在宅への退院に向けた調整開始</p> <p>医療機関から退院の見込みの連絡があったら、退院調整のための利用者情報の共有について、いつ、どこで、どんな方法で行うのが医療機関と調整する</p> <p>【施設への退院によりケアマネが変わる場合】 新しいケアマネにこれまでの経過を引き継ぐとともに、病院にもケアマネが変わる旨を伝えましょう</p> <p>【転院の場合】転院先への入退院時情報提供書やケアマネの引き継ぎ等について病院と確認しましょう</p>
退院調整	<p>患者情報を共有し、多職種による退院支援と調整の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院に向けた多職種によるカンファレンスの開催等 ・患者や家族の意向を確認し、介護サービス調整 	<p>多職種参画によるカンファレンスで支援の方向を多角的に検討しましょう</p>
退院日決定	<p>⑤担当ケアマネへ退院日の連絡</p> <p>主治医の許可した退院日をケアマネに連絡する</p>	
退院前後	<p>⑥退院時情報の提供</p>	<p>⑦利用者の合意を得た「ケアプラン(写し)」の提供(退院後)</p>

介護保険をまだ利用していないが、退院後に利用する可能性がある場合【Bパターン】



“その人らしい生き方を
わたしたちが支える”

そろそろ退院になりそう。
これまで介護保険利用していなかったけど、退院後は介護保険を使って支
援する必要があるそう。



【医療機関】

① 退院後の支援が必要な患者か判断

※市町村の要介護申請窓口は
P.10 参考

② 本人・家族に介護保険や申請に
関する説明 【P.8 ②参考】

【例】
※家族等が要介護認定の手続きを行うことが困難な場合
※病状等で急きょ退院が予測される場合
※退院後の支援を要する場合など

③ 退院後の療養や介護に関して市町
村への相談や、橋渡しが必要な場合、
市町村の地域包括支援センター等に事
前連絡 【P.8 ③参考】

⑤ 担当ケアマネへ退院の見込を連絡
(原則として退院予定の7日前まで)
【P.6~7 ③参考】

入 院

要介護認定

市町村地域包括支援センター等
(※各市町村の相談窓口は P.9 参考)

担当ケアマネ


※以降の流れは、
「介護保険を利用しており、担当ケアマネがい
る場合【Aパターン】」の④以降と同じ

退 院

④ 在宅療養や介護に関する相談・支援

※市町村の要介護申請窓口は P.10 参考

介護保険を利用していないが、退院後に利用する可能性がある場合の連携調整の流れ（Bパターン）

	医療機関	市町村 / ケアマネ
入院	患者や家族への聞き取りや、介護保険証、担当ケアマネの名刺の有無等により介護保険を利用していないことを確認	
退院時期見込 （入院後7～10日頃） 	<p>①退院調整の必要な患者が判断 入院後7～10日頃をめぐり、退院後に支援（介護保険の利用）が必要かどうかを判断する。</p> <p>②本人・家族に介護保険や申請に関する説明 患者や家族に介護保険の説明を行い、申請等を支援する。（市町村の<u>介護認定申請窓口</u>は P.10 を参考）</p> <p>③退院後の療養や介護に関して市町村への相談や、橋渡しが必要な場合、市町村の地域包括支援センターに事前連絡 退院後の在宅療養や介護等、支援が円滑に進むように、必要に応じて市町村の地域包括支援センター等に連絡を行い、情報共有等、支援の橋渡しを行う。（市町村の地域包括支援センター等は P.9 を参考）</p> <p>【例】・家族等が介護認定の手続きを行うことが困難な場合 ・病状等で急きよ退院が予測される場合 ・退院後の支援に配慮を要する場合など</p> <p>⑤担当ケアマネに退院の見込の連絡 ※原則として退院予定日の7日前までに、担当ケアマネ等に連絡する。</p>	<p>④市町村地域包括支援センター等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養や介護に関する相談や支援 P.9 参考 →（<u>介護申請窓口</u>は P.10 参考）
退院調整	以降の流れは前掲『介護保険を利用しており、担当ケアマネがいる場合【Aパターン】』の④以降の流れと同じ	
退院日決定		
退院後		

【Aパターン】介護保険を利用(要支援・要介護)しておい、担当ケアマネがいる場合の医療機関担当窓口

	①入院したことを担当ケアマネに連絡する担当		②ケアマネからの「入院時情報提供書」の提出先		③退院見込みを担当ケアマネに連絡する担当	④退院調整の主体になる担当	⑤退院日を担当ケアマネに連絡する担当	⑥退院時情報の提供担当
	持参の場合	持参以外の手段						
県立新庄病院 〒996-0025 新庄市若葉町12-55 電話：0233-22-5525(代) (内線1293)	病棟看護師	【持参先(部署)】 医事経営相談課 ・入院支援担当看護師 または受付⑧窓口へ提出 【事前ℓ連絡】(不要) 【留意事項等】 ※病棟には医事経営相談課から回付します	【郵送】 「医事経営相談課 入院支援担当看護師」 あて 【FAX】不可 【メール】不可	病棟看護師	病棟看護師	病棟看護師	病棟看護師	病棟看護師
	病棟看護師	【持参先(部署)】 外来 総合窓口 副師長 長岡由美 【事前ℓ連絡】(要) 0233-22-2915 (内線214)	【郵送】 「外来 総合窓口 副師長」 あて 【FAX】可 0233-52-2928 【メール】不可	病棟看護師	病棟看護師	病棟看護師	病棟看護師	病棟看護師
町立金山診療所 〒999-5402 最上郡金山町大字金山 548-2 電話：0233-52-2915	病棟看護師	【持参先(部署)】 病棟看護師 (師長含む) 【事前ℓ連絡】(不要)	【郵送】 「病棟師長」 あて 【FAX】不可 【メール】不可	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)
	病棟看護師	【持参先(部署)】 病棟看護師 (師長含む) 【事前ℓ連絡】(不要)	【郵送】 「病棟師長」 あて 【FAX】不可 【メール】不可	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)
最上町立最上病院 〒999-6101 最上郡最上町大字向町 64-3 電話：0233-43-2112	病棟看護師	【持参先(部署)】 病棟看護師 (師長含む) 【事前ℓ連絡】(不要)	【郵送】 「病棟師長」 あて 【FAX】不可 【メール】不可	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)
	病棟看護師	【持参先(部署)】 病棟看護師 (師長含む) 【事前ℓ連絡】(不要)	【郵送】 「病棟師長」 あて 【FAX】不可 【メール】不可	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)	病棟看護師 (師長含む)

医療機関名	①入院したことを担当ケアマネに連絡する担当		②ケアマネからの「入院時情報提供書」の提出先		③退院見込みを担当ケアマネに連絡する担当	④退院調整の主体になる担当	⑤退院日を担当ケアマネに連絡する担当	⑥退院時情報の提供担当
	持参の場合	持参以外の手段	持参の場合	持参以外の手段				
町立真室川病院 〒999-5312 最上郡真室川町大字新町 469-1 電話：0233-62-2211	病棟担当看護師 (各科のリーダー又は受け持ちは受け持ちは看護師)	【持参先(部署)】 内科外来 (入院後は病棟でも可) 師長または主任 【事前TEL連絡】不要 【留意事項等】 ・外来…可能であれば午後からお願いいたします ・病棟…いつでも可能	【持参先(部署)】 「外来師長(津藤美帆)」あて 【FAX】不可 【メール】不可 ＜留意事項＞ ・事務を経由しての看護部連絡となっています	病棟担当看護師(各科のリーダー又は受け持ちは看護師)	病棟担当看護師(各科のリーダー又は受け持ちは看護師)	病棟担当看護師(各科のリーダー又は受け持ちは看護師)	病棟担当看護師(各科のリーダー又は受け持ちは看護師)	病棟担当看護師(各科のリーダー又は受け持ちは看護師)
	医療相談室	【持参先(部署)】 医療相談室 【事前TEL連絡】不要 【留意事項等】 MSWが2名とも不在の場合 は医事課に「MSWあて」と提出してください。	【持参先(部署)】 「医療相談室」あて 【FAX】不可 【メール】不可	医療相談室	医療相談室	医療相談室	医療相談室	医療相談室
新庄徳洲会病院 〒996-0041 新庄市大字鳥越字駒場 4623 電話：0233-23-3434	地域医療連携室	【持参先(部署)】 地域医療連携室 【事前TEL連絡】不要 【留意事項等】 土・日・祝日の場合は直接 病棟に持参してください。	【持参先(部署)】 「地域医療連携室」あて 【FAX】不可 【メール】不可	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	病棟担当看護師(受け持ちは看護師による看護サマリー)
	地域医療連携室	【持参先(部署)】 地域医療連携室 【事前TEL連絡】不要 【留意事項等】 土・日・祝日の場合は直接 病棟に持参してください。	【持参先(部署)】 「地域医療連携室」あて 【FAX】不可 【メール】不可	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	病棟担当看護師(受け持ちは看護師による看護サマリー)
PFC HOSPITAL 〒996-0053 新庄市大字福田806 電話：0233-22-2047	地域医療連携室	【持参先(部署)】 地域医療連携室 【事前TEL連絡】不要 【留意事項等】 土・日・祝日の場合は直接 病棟に持参してください。	【持参先(部署)】 「地域医療連携室」あて 【FAX】不可 【メール】不可	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	病棟担当看護師(受け持ちは看護師による看護サマリー)
	地域医療連携室	【持参先(部署)】 地域医療連携室 【事前TEL連絡】不要 【留意事項等】 土・日・祝日の場合は直接 病棟に持参してください。	【持参先(部署)】 「地域医療連携室」あて 【FAX】不可 【メール】不可	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	病棟担当看護師(受け持ちは看護師による看護サマリー)

【Bパターン】介護保険をまだ利用していないがこれから利用する可能性がある場合の医療機関担当窓口

医療機関名	②本人・家族に介護保険や申請に関する説明を行う担当	③市町村への橋渡しが必要な場合、地域包括支援センター等に連絡を行う担当	入退院支援に関する総括担当
県立新庄病院			
〒996-0025 新庄市若葉町12-55	病棟看護師（依頼があれば地域医療部）	医事経営相談課地域医療部	医事経営相談課 入退院支援担当看護師
町立金山診療所			
〒999-5402 最上郡金山町大字金山548-2	病棟看護師	病棟看護師	看護主査（五十嵐由美）
最上町立最上病院			
〒999-6101 最上郡最上町大字向町64-3	病棟看護師（師長含む） 地域包括支援センター担当者	病棟看護師 （師長含む）	病棟師長
町立真室川病院			
〒999-5312 最上郡真室川町大字新町469-1	真室川町地域包括支援センター担当者 病棟師長、主任看護師、受け持ち看護師	病棟師長、主任看護師、受け持ち看護師	病棟師長（土田久美子）
新庄徳洲会病院			
〒996-0041 新庄市大字鳥越字駒場4623	医療相談室	医療相談室	医療相談室
PFC HOSPITAL			
〒996-0053 新庄市大字福田806	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室

市町村の相談窓口（地域包括支援センター等）

新庄市成人福祉課 高齢者福祉推進室 在宅医療・介護担当						
新庄市	住所	〒996-8501 新庄市沖の町10-37	電話	0233-22-2111	FAX	0233-23-2469
	新庄市社会福祉協議会 新庄市地域包括支援センター					
金山町	住所	〒996-0001 新庄市五日町字宮内240-2	電話	0233-28-0330	FAX	0233-28-0331
	金山町地域包括支援センター					
最上町	住所	〒999-5402 金山町大字金山324-1	電話	0233-52-3035	FAX	0233-52-2004
	最上町地域包括支援センター					
舟形町	住所	〒999-6101 最上町大字向町43-1	電話	0233-43-3117	FAX	0233-43-3115
	舟形町地域包括支援センター					
真室川町	住所	〒999-4601 舟形町舟形263	電話	0233-32-8762	FAX	0233-32-8762
	真室川町地域包括支援センター					
大蔵村	住所	〒999-5312 真室川町大字新町469-1	電話	0233-64-1525	FAX	0233-64-1526
	大蔵村地域包括支援センター					
鮭川村	住所	〒996-0212 大蔵村大字清水2528	電話	0233-75-2104	FAX	0233-75-2231
	鮭川村地域包括支援センター					
戸沢村	住所	〒999-5292 鮭川村大字佐渡2003-7	電話	0233-55-2111 (内線132)	FAX	0233-55-3269
	戸沢村地域包括支援センター					
戸沢村	住所	〒999-6401 戸沢村大字古口270	電話	0233-32-0661	FAX	0233-72-2116

市町村の要介護申請窓口

新庄市	新庄市 成人福祉課 高齢者福祉推進室			
	住所	〒996-8501 新庄市沖の町10-37	電話 0233-22-2111 (代表)	FAX 0233-23-2469
金山町	金山町 健康福祉課 医療介護係			
	住所	〒999-5402 金山町大字金山324-1	電話 0233-52-2111 (代表)	FAX 0233-52-2004
最上町	最上町 健康福祉課			
	住所	〒999-6101 最上町大字向町43-1	電話 0233-43-3117	FAX 0233-43-3115
舟形町	舟形町 健康福祉課 介護医療係			
	住所	〒999-4601 舟形町舟形263	電話 0233-32-0717	FAX 0233-32-2117
真室川町	真室川町 福祉課			
	住所	〒999-5312 真室川町大字新町469-1	電話 0233-64-3436	FAX 0233-64-1526
大蔵村	大蔵村 健康福祉課			
	住所	〒996-0212 大蔵村大字清水2528	電話 0233-75-2104	FAX 0233-75-2231
鮭川村	鮭川村 健康福祉課 介護医療係			
	住所	〒999-5292 鮭川村大字佐渡2003-7	電話 0233-55-2111 (内線132)	FAX 0233-55-3269
戸沢村	戸沢村 健康福祉課 医療介護係			
	住所	〒999-6401 戸沢村大字古口270	電話 0233-72-2364	FAX 0233-72-2116

～要介護申請手続きに必要なもの～

【申請する方の】

○介護保険被保険者証（65歳以上の方）

※40歳～64歳（第2号被保険者）の場合は医療保険の保険証も持参

○印鑑

○個人番号（マイナンバー）カード または 個人番号（マイナンバー）通知カード

【家族等が申請代行する場合は以下も必要】

○提出代行者の印鑑

○提出代行者の身分証明ができるもの（運転免許証・保険証等）

不明なことがありましたら、市町村の要介護申請窓口
(P. 10)にお問い合わせください



“その人らしい生き方を
わたしたちが支える”

入院時情報提供書（居宅介護支援事業所→医療機関）

事業所名 _____

担当中のご利用者の生活や介護状況について情報提供致します。

担当者名 _____

連絡先 _____

入院日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 / 情報提供日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基本情報	フリガナ氏名	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		年齢	歳	性別		
		住所		電話番号	自宅 携帯			
	要介護度	<input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 区分変更中 <input type="checkbox"/> 非該当 総合事業対象者・要支援()・要介護()			認定日	有効期間 _____ ~ _____		
	サービス利用状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 訪問介護 (/ 週) <input type="checkbox"/> 通所介護 (/ 週) <input type="checkbox"/> 訪問看護 (/ 週) <input type="checkbox"/> 通所リハビリ (/ 週) <input type="checkbox"/> 訪問入浴 (/ 週) <input type="checkbox"/> 短期入所 (/ 週) <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 () <input type="checkbox"/> その他 ()						
	経済状況	<input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 生活保護 (担当) その他 ()						
本人の思い								
家族の思い								
医療関連	既往歴	医療機関		医療機関				
		主治医		主治医				
	医療処置	<input type="checkbox"/> 留置カテーテル <input type="checkbox"/> ストマ (人工肛門/人工膀胱) <input type="checkbox"/> 気管支切開 <input type="checkbox"/> 喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃瘻 <input type="checkbox"/> 褥瘡 () 処置の頻度 () 家族対応 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	特定疾患医療受給者証 障害者手帳	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (疾患名) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 療育 () ・ 精神 () ・ 身障 ()						
環境 (家族状況・住まい等)	家族構成 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 ★キーパーソン	緊急連絡先	氏名	続柄	住所	電話番号		
					自宅 携帯			
					自宅 携帯			
	介護力	(<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) 理解の状況 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 (留意点)						
	住環境	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (<input type="checkbox"/> 一戸建 / <input type="checkbox"/> 集合住宅 階・ <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム () トイレ (<input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式) 寝具 (<input type="checkbox"/> ベッド <input type="checkbox"/> 布団) 段差 (<input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有)						
ADL (日常生活動作)		自立	見守り	一部介助	全介助	要支援者は必要事項のみ記入		
	移動方法					<input type="checkbox"/> 独歩 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 装具や補助具 ()		
	移乗方法							
	口腔清潔					義歯 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 部分義歯 (<input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 下) <input type="checkbox"/> 総義歯 (<input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 下)		
	食事					<input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> 治療食 (kcal /) <input type="checkbox"/> 糖尿病食 <input type="checkbox"/> 高血圧食 <input type="checkbox"/> 腎臓病食 <input type="checkbox"/> その他 () 主食 <input type="checkbox"/> 米飯 <input type="checkbox"/> 全粥 <input type="checkbox"/> ミキサー 副食 <input type="checkbox"/> 通常 <input type="checkbox"/> 一口大 <input type="checkbox"/> 刻み <input type="checkbox"/> 極刻み <input type="checkbox"/> ミキサー <input type="checkbox"/> とろみあり <input type="checkbox"/> ソフト食 水分摂取量：1日 _____ ml とろみ剤使用 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () アレルギー： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () 食への意欲： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 摂取方法： <input type="checkbox"/> 箸 <input type="checkbox"/> スプーン <input type="checkbox"/> その他 () 嚥下や咀嚼状況(留意点)		
		更衣						
		入浴					<input type="checkbox"/> 自宅(浴室) <input type="checkbox"/> 訪問入浴 <input type="checkbox"/> 通所系サービス <input type="checkbox"/> 清拭	
		排泄					<input type="checkbox"/> 尿意なし <input type="checkbox"/> 便意なし <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> ホープフルトイレ (<input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 夜間) <input type="checkbox"/> 尿器 (<input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 夜間) <input type="checkbox"/> オムツ (<input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 夜間)	
	服薬管理					薬の種類(薬剤情報書での代替) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
	伝達意思	コミュニケーション障害の支援 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 具体的状況 () 障害 / <input type="checkbox"/> 視力 <input type="checkbox"/> 聴力 <input type="checkbox"/> 発語 <input type="checkbox"/> その他 ()						
認知機能	認知症の診断 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 病名 () 周辺症状 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 幻視 <input type="checkbox"/> 幻聴 <input type="checkbox"/> 興奮 <input type="checkbox"/> 不穏 <input type="checkbox"/> 妄想 <input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 暴力 <input type="checkbox"/> 介護への抵抗 <input type="checkbox"/> 不眠) (<input type="checkbox"/> 昼夜逆転 <input type="checkbox"/> 危険行為 <input type="checkbox"/> 不潔行為 <input type="checkbox"/> 意思疎通困難 <input type="checkbox"/> ひどいもの忘れ <input type="checkbox"/> その他 ()) 具体的状況 { _____ }							
特記								

【参考資料】

※県長寿社会政策課まとめ「介護保険事業所・施設一覧」(R3年2月1日現在)より最上管内分を抜粋

○訪問看護ステーション

市町村	事業所の名称	事業所のTEL	事業所のFAX	事業所の所在地
新庄市	訪問看護ステーション新庄	0233-28-7330	0233-28-7331	山形県新庄市金沢1835-82ユニオン新庄ビル201
	新庄徳洲会訪問看護ステーション	0233-29-4607	0233-29-4607	山形県新庄市鳥越字駒場4623
	訪問看護ステーションあたしん家	0233-29-3871	0233-29-3872	山形県新庄市住吉町1051-2
	訪問看護ステーションアーユース新庄	0233-77-4418	0233-77-4418	山形県新庄市金沢1964番地1
	訪問看護ステーションコティエ	0233-32-1112		山形県新庄市大手町2番68号2F

○居宅介護支援事業所

市町村	事業所の名称	事業所のTEL	事業所のFAX	事業所の所在地
新庄市	もみの木介護支援事業所	0233-28-7345	0233-28-7346	山形県新庄市五日町字宮内240番地2
	在宅介護支援センターあじさい	0233-26-2277	0233-26-2278	山形県新庄市本台海福田界1802-25
	在宅介護支援センター第二あじさい	0233-25-2223	0233-25-2203	山形県新庄市泉上村西170
	新庄薬師園指定居宅介護支援事業所	0233-23-6208	0233-23-6202	山形県新庄市金沢西/山3027-4
	居宅介護支援事業所PFCエーデルワイス	0233-26-2685	0233-26-2687	山形県新庄市本台海福田界1802番地3
	ケアワーク新庄居宅介護支援事業所	0233-22-2415	0233-23-0638	山形県新庄市上金沢町9番37号
	あさひ介護支援センター新庄	0233-28-7560	0233-23-5595	山形県新庄市大町16番6号
	医療法人徳洲会 新庄徳洲会介護センター	0233-28-8287	0233-29-4606	山形県新庄市鳥越字駒場4623
	居宅介護支援事業所「いろり」	0233-29-2301	0233-23-5633	山形県新庄市住吉町1番12号
	ネットワークいとう	0233-22-2745	0233-22-3531	山形県新庄市大手町2番67号
	福祉サポートセンター山形	0233-29-4556		山形県新庄市本町6番11号
	居宅介護支援事業所ネスト・サポート	0233-23-3993	0233-23-4035	山形県新庄市住吉町3番3号
	カイセイ介護サービス	0233-29-2912	0233-29-5212	山形県新庄市末広町7-4
	新庄地域福祉事業所 さんのほり	0233-28-9371	0233-28-9372	山形県新庄市鳥越1013-37
	ほし薬局居宅介護支援事業所	0233-28-8693	0233-23-5823	山形県新庄市鉄砲町3番1号
	虹 居宅介護支援事業所	0233-23-1558	0233-23-1558	山形県新庄市十日町6373番地の76
	居宅介護支援センター ぱれっと	0233-25-2231	0233-25-2271	山形県新庄市萩野101-1
	居宅介護支援センター 日和	0233-32-0565	0233-29-2219	山形県新庄市本町4番33号
	ゴールデンスタッフ新庄 居宅介護支援センター	0233-28-0001	0233-29-2955	山形県新庄市小田島町1番1号
	居宅介護支援センターカナン	0233-22-2911	0233-22-2912	山形県新庄市金沢2864番地
居宅介護支援事業所いぶき	0233-22-1372	0233-23-0210	山形県新庄市松本393番地の9	
かいごサポート ひとむすび	0233-29-7235		山形県新庄市万場町5番16号A	
居宅介護支援センター「トータルケアプランニング」	0233-22-7552	0233-22-7734	山形県新庄市常葉町5番6号	
SOMPOケア 新庄金沢 居宅介護支援	0233-28-610		山形県新庄市金沢1863-1	

※着色されている事業所は休止状態です。

○居宅介護支援事業所(つづき)

市町村	事業所の名称	事業所のTEL	事業所のFAX	事業所の所在地
金山町	居宅介護支援センター「みすぎ荘」	0233-52-3502	0233-52-3013	山形県最上郡金山町金山字荒屋829番地1
	最上町社会福祉協議会「指定居宅介護支援事業所」	0233-43-3180	0233-43-3119	山形県最上郡最上町向町43番地の1
最上町	紅梅荘指定居宅介護支援事業所	0233-43-3661	0233-43-3663	山形県最上郡最上町大字向町73番地の3
	永井医院指定居宅介護支援事業所	0233-46-1088	0233-46-1088	山形県最上郡最上町向町533番地の60
	指定居宅介護支援事業所 最上町やすらぎ	0233-43-3378	0233-43-3126	山形県最上郡最上町向町64番地の3
舟形町	ふながた指定居宅介護支援事業所	0233-32-3550	0233-32-3552	山形県最上郡舟形町長者原1712番地1
	医療法人徳洲会舟形徳洲苑介護センター	0233-34-5561	0233-35-2229	山形県最上郡舟形町富田字富田135-1
	居宅介護支援事業所「ゆうゆう」	0233-62-3431	0233-62-3432	山形県最上郡真室川町新町469番5
真室川	福寿荘居宅介護支援事業所	0233-62-2396	0238-62-2234	山形県最上郡真室川町木ノ下1101番1
	居宅介護支援事業所「ゆうゆう」	0233-62-3431	0233-62-3432	山形県最上郡真室川町新町469番5
	ふれあい鮭川指定居宅介護支援事業所	0233-64-0408	0233-62-3226	山形県最上郡真室川町平岡1658番地2
大蔵村	指定居宅介護支援事業所すいめい	0233-75-2605	0233-75-2606	山形県最上郡大蔵村清水3137番地の60
鮭川村	ひめゆり指定居宅介護支援事業所	0233-55-3781	0233-55-3518	山形県最上郡鮭川村石名坂589番7
	居宅介護支援センターひまわり	0233-34-7011	0233-72-3022	山形県最上郡戸沢村蔵岡野中沢前山2759番地
戸沢村	ケアプランセンター 紅芭	0233-72-9339	0233-72-9338	山形県最上郡戸沢村津谷鞭打野2096-1
	居宅介護支援事業所こはな	0233-73-8067	0233-73-8068	山形県最上郡戸沢村角川1436番地

○介護老人保健施設

市町村	事業所の名称	事業所のTEL	事業所のFAX	事業所の所在地
新庄市	医療法人社団清明会介護老人保健施設PFCエーデルワイス	0233-26-2885	0233-26-2887	山形県新庄市本合海字福田界1802番地3
	介護老人保健施設新庄薬師園	0233-23-8060	0233-23-6202	山形県新庄市金沢西の山3027-4
最上町	最上町介護老人保健施設やすらぎ	0233-43-3378	0233-43-3126	山形県最上郡最上町向町64番地の3
舟形町	舟形徳洲苑	0233-35-2228	0233-35-2229	山形県最上郡舟形町富田字富田135-1
真室川町	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 梅花苑	0233-32-0505	0233-32-0506	山形県最上郡真室川町木ノ下字片瀨山1125番286

○介護老人福祉施設

市町村	事業所の名称	事業所のTEL	事業所のFAX	事業所の所在地
新庄市	特別養護老人ホーム新寿荘	0233-26-2316	0233-26-2317	山形県新庄市本合海福田界2645
	特別養護老人ホーム「かつろくの里」	0233-28-7870	0233-28-7850	山形県新庄市金沢字西ノ山3027番10号
	特別養護老人ホーム みどりの大地(ユニット型)	0233-32-0535	0233-32-1536	山形県新庄市沖の町1番20号
	特別養護老人ホーム「かつろくの里」(ユニット型)	0233-28-7870	0233-28-7850	山形県新庄市金沢字西ノ山3027番10
金山町	特別養護老人ホーム「みすぎ荘」	0233-52-3300	0233-52-3013	山形県最上郡金山町金山字荒屋829番地1
	特別養護老人ホーム紅梅荘(従来型多床室)	0233-43-3661	0233-43-3663	山形県最上郡最上町向町73-3
最上町	特別養護老人ホーム紅梅荘(ユニット型)	0233-43-3661	0233-43-3663	山形県最上郡最上町向町73番地の3
	特別養護老人ホームえんじゅ荘	0233-32-3550	0233-32-3552	山形県最上郡舟形町長者原1712-1
舟形町	特別養護老人ホーム福寿荘	0233-62-2396	0233-62-2234	山形県最上郡真室川町木ノ下1101番1
	特別養護老人ホーム「悠悠」	0233-62-3431	0233-62-3432	山形県最上郡真室川町新町469番5
真室川町	特別養護老人ホーム翠明荘	0233-75-2601	0233-75-2602	山形県最上郡大蔵村清水3137番地の60
	特別養護老人ホームひめゆり荘	0233-55-3480	0233-55-3518	山形県最上郡鮭川村石名坂589番7
戸沢村	特別養護老人ホームまごころ荘	0233-34-7011	0233-72-3022	山形県最上郡戸沢村蔵岡野中沢前山2759番地

○地域密着型介護老人福祉施設

市町村	事業所の名称	事業所のTEL	事業所のFAX	事業所の所在地
舟形町	地域密着型介護老人福祉施設「ほなみ	0233-32-3900	0233-32-3933	山形県最上郡舟形町舟形42番地1
	地域密着型特別養護老人ホーム「悠悠」	0233-62-3431	0233-62-3432	山形県最上郡真室川町新町469番5

○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

市町村	事業所の名称	事業所のTEL	事業所のFAX	事業所の所在地
新庄市	グループホーム大手町	0233-23-8080	0233-23-8083	山形県新庄市大手町2番83号
	グループホームふぎのとう	0233-28-0771	0233-28-0772	山形県新庄市鳥越字駒場4519-2
	グループホーム大手町 和心	0233-23-8080	0233-23-6130	山形県新庄市大手町1番25号
最上町	最上町認知症高齢者グループホームやすらぎの家	0233-43-3125	0233-43-3126	山形県最上郡最上町向町64番地の3
	グループホームやまなみ	0233-43-3606	0233-43-3606	山形県最上郡最上町向町5-10
戸沢村	グループホーム 紅芭	0233-72-9339	0233-72-9338	山形県最上郡戸沢村津谷鞭打野2096-1

○小規模多機能型居宅介護

市町村	事業所の名称	事業所のTEL	事業所のFAX	事業所の所在地
新庄市	小規模多機能型居宅介護やすらぎトウメキ	0233-32-0638	0233-32-0639	山形県新庄市五日町トウメキ1086番地15
	ケアセンターとこしえ新庄松本	0233-32-1817	0233-32-1823	山形県新庄市松本539番地の1
	SOMPOケア 新庄城西 小規模多機能	0233-23-5901		山形県新庄市城西町7番11号
最上町	ケアセンターとこしえ新庄金沢	0238-54-2030		山形県新庄市金沢字下毛田2394番1
	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能もがみ	0233-44-9755	0233-44-9756	山形県最上郡最上町大堀字蟹ノ又1360番地19
舟形町	ふれあいの里「さくら」	0233-45-2033	0233-45-2033	山形県最上郡最上町富澤4467番地の1
	小規模多機能型居宅介護事業所 ほなみ	0233-32-3900	0233-32-3933	山形県最上郡舟形町舟形42番地1

改訂履歴

版数	日付	改訂内容
初版	2019.3.4	初版発行
第2版	2020.3	P1 発行年月を削除 P13～16 「介護保険事業所・施設一覧」をR2年2月1日現在に更新 項目名を「介護保険事業所・施設一覧」の表記と統一 P17 改訂履歴を追加
第3版	2021.3	P1、7 医療機関名を修正 P9 大蔵村地域包括支援センターの電話を修正 P10 大蔵村健康福祉課の電話を修正 P12 入院時情報提供書を更新 P13～16 「介護保険事業所・施設一覧」をR3年2月1日現在に更新

「もがみ地域退院支援連携ルールの手引き」（平成 31 年 3 月）

山形県最上保健所 保健企画課（企画調整・地域医療担当）

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034

電 話 0 2 3 3 - 2 9 - 1 2 5 7

F A X 0 2 3 3 - 2 2 - 2 0 2 5

ホームページ（最新データを県ホームページに掲載しています）

【掲載場所】山形県ホームページ≫最上総合支庁≫最上保健企画課（検査室・生活衛生室）

≫在宅療養・在宅医療のページ≫「もがみ地域退院支援連携ルールの手引き」

山形県地域保健医療協議会設置要綱

(設置)

第1 住民の健康を確保し、地域の特性や実情に即した保健医療の推進を図ることを目的として策定された地域保健医療計画の円滑な進行を図るほか、地域医療構想調整会議として地域医療構想の達成の推進を図ることを目的に医療法第30条の14で規定する協議を行うため、山形県保健医療計画で定める二次保健医療圏ごとに、別表に掲げる地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 地域保健医療計画及び地域医療構想の進捗状況の把握、評価に関する事。
- (2) 地域保健医療計画及び地域医療構想の見直しに関する事。
- (3) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事。
- (4) 病床機能報告制度による情報の共有に関する事。
- (5) 地域医療構想の達成を推進するための方策に関する事。
- (6) 地域の病院・有床診療所の開設・増床等に関する事。
- (7) 外来医療計画に関する事。
- (8) その他目的達成のため必要な事項に関する事。

(委員)

第3 協議会は、それぞれ委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) 医療保険者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、年度途中で委嘱する場合又は委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門部会等)

第6 協議会に、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるために、専門部会やワーキングを置くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、別表に掲げる総合支庁保健福祉環境部において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別 表

二次保健 医 療 圏	地域保健医療協議会	庶務担当総合支庁 保健福祉環境部
村山圏域	村山地域保健医療協議会	村山総合支庁
最上圏域	最上地域保健医療協議会	最上総合支庁
置賜圏域	置賜地域保健医療協議会	置賜総合支庁
庄内圏域	庄内地域保健医療協議会	庄内総合支庁